

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の構造等変更許可申請

〃 保安林の解除予定

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 漁船保険付保義務の消滅

○ 道路の供用開始

○ 宇野港に所在するピジターベースに係る

使用料の徴収事務の委託

【公告】

○ 公共測量の実施

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

○ 市街地再開発組合の解散認可

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

環境管理課

〃 治山課

〃 水産課

道路整備課

港湾課

〃 監理課

〃 建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

【監査委員】

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の指定取消し

○ 外部監査人補助者の告示

監査事務局

〃

〃

〃

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

◎岡山県告示第二百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 アサヒグループ食品株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿南2-4-1

氏名 代表取締役社長 川原 浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 アサヒグループ食品株式会社岡山工場第2プラント

所在地 浅口郡里庄町里見2751-1

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

(3) 特定施設に関する事項

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No.1				同左				
種 類 及 び 型 式	京水テック式				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	長さ39m×幅19m×高さ3.8m				同左				
能 力	500m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	活性汚泥+脱窒・脱リン+凝集沈殿+ろ過				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	346.5	491.5	346.5	491.5	346.5	491.5	346.5	491.5
	p H	5.0~6.5	5.0~6.5	5.8~8.6	5.8~8.6	5.0~6.5	5.0~6.5	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	550	600	15	20	550	600	15	20
	C O D (mg/L)	300	350	20	30	300	350	20	30
	S S (mg/L)	280	300	40	50	280	300	39	50
	油 分 (mg/L)	25	30	4	5	25	30	4	5
	T-N (mg/L)	40	45	30	40	40	45	21	31
	T-P (mg/L)	11	12	1.5	2	11	12	1.5	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下	無数	無数	3,000以下	3,000以下	

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2				No. 3			
	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	336.5	476.5	同左		24	30	0	0	56	70	0	0
p H	5.8~8.6				6.0~8.0		-		6.0~8.0		-	
BOD (mg/L)	15	20			2	3	-	-	2	3	-	-
COD (mg/L)	20	30			2	3	-	-	2	3	-	-
S S (mg/L)	40	50	39	50	2	5	-	-	2	5	-	-
油分 (mg/L)	4	5	同左		1以下	1以下	-	-	1以下	1以下	-	-
T-N (mg/L)	30	40	21	31	1以下	1以下	-	-	1以下	1以下	-	-
T-P (mg/L)	1.5	2	同左		1以下	1以下	-	-	1以下	1以下	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下			3,000以下	3,000以下	-	-	3,000以下	3,000以下	-	-

排水口番号	No. 5				No. 13	
	変更前		変更後		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	60	80	0	0	0	0
p H	6.0~8.0		-		-	
BOD (mg/L)	2	3	-	-	-	-
COD (mg/L)	2	3	-	-	-	-
S S (mg/L)	2	5	-	-	-	-
油分 (mg/L)	1以下	1以下	-	-	-	-
T-N (mg/L)	1以下	1以下	-	-	-	-
T-P (mg/L)	1以下	1以下	-	-	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	-	-	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年5月27日から同年6月17日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

◎岡山県告示第二百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社クラレ

住所 岡山県倉敷市酒津1621番地

氏名 代表取締役社長 川原 仁

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社クラレ鶴海事業所

所在地 岡山県備前市鶴海4342番地

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

(3) 特定施設に関する事項
該当なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	処理施設 (B)				同左				
種 類 及 び 型 式	中和槽、遠心分離機、膜ろ過装置				同左				
構 造	中和槽：PVC (塩ビ) + SUS (ライニング) 遠心分離機：SUS (デカンター型) 膜ろ過装置：中空糸膜モジュール37本、SUS 膜製				同左				
主 要 寸 法	中和槽：3.5m×0.8m×1m×2槽 中和槽 (集合弁)：1.5m×0.6m×0.7m 遠心分離機：φ0.52m×1.45m 膜ろ過装置：φ708mm×1,070mm (外形)、 φ89mm×H1,070mm (モジュール)				同左				
能 力	中和、凝集、遠心分離：2,400m ³ /日 膜ろ過：504m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	中和+凝集+遠心分離+膜ろ過				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				-				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				-				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並その使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並その使用に季節的変動がある場合はその概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	924.71	1189.54	同左		924.71	1189.54	同左	
	p H	4~8	同左	7~8	同左	4~8	同左	6~8.6	同左
	C O D (mg/L)	144.88	317.91	18.36	33.67	144.88	317.91	18.36	33.67
	S S (mg/L)	268.92	492.53	11.43	16.31	268.92	492.53	11.43	16.31
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		<0.5	1	同左	
	T-N (mg/L)	9.95	19.87	7.66	10.12	9.95	19.87	7.66	10.12
	T-P (mg/L)	0.844	1.649	0.844	1.649	0.844	1.649	0.844	1.649

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	B水路排水口				No. 2排水口				No. 4排水口			
	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	722.51	1,102.66	同左		0.49	0.61	同左		0.09	0.11	同左	
pH	6~8		6~8.6		6~8		6~8.6		6~8		6~8.6	
COD (mg/L)	15.22	23.99	同左		0.5	1	同左		0.5	1	同左	
SS (mg/L)	9.69	14.7			<0.5	1			<0.5	1		
油分 (mg/L)	<0.5	1			<0.5	1			<0.5	1		
T-N (mg/L)	7.2	11.15			<0.5	1			<0.5	1		
T-P (mg/L)	0.761	1.418			<0.1	0.2			<0.1	0.2		
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000			0	0			0	0		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	—	—			—	—			—	—		

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

排水口番号	No. 7排水口				No. 10排水口				C水路排水口			
	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	0.6	0.75	同左		0.12	0.15	同左		10.11	14.24	同左	
p H	6~8		6~8.6		6~8		6~8.6		6~8		6~8.6	
COD (mg/L)	0.5	1	同左		0.5	1	同左		7.72	15	同左	
S S (mg/L)	<0.5	1			<0.5	1			10.5	18.71		
油分 (mg/L)	<0.5	1			<0.5	1			<0.5	1		
T-N (mg/L)	<0.5	1			<0.5	1			13.85	24.25		
T-P (mg/L)	<0.1	0.2			<0.1	0.2			1.39	2.9		
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0			0	0			<3,000	3,000		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	—	—			—	—			13.85	24.25		

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

排水口番号	No. 16排水口			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	1	1.5	同左	
p H	6~8		6~8.6	
COD (mg/L)	0.5	1	同左	
S S (mg/L)	<0.5	1		
油分 (mg/L)	<0.5	1		
T-N (mg/L)	<0.5	1		
T-P (mg/L)	<0.1	0.2		
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0		
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	—	—		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年5月27日から同年6月17日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
井原市高屋町字西山八二一五の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

◎岡山県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和四年五月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百六十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成三十年岡山県告示第三百六号（胸上加入区、玉野加入区、大島美の浜加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和四年五月二十一日限り、消滅した。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 胸上加入区

玉野加入区

大島美の浜加入区

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

◎岡山県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新見勝山線	真庭市月田本字橋本二四二番五地先から 真庭市月田本字日名ケ峪一八七番一地先を 経て 真庭市月田本字境ハナ五番二地先まで	令和四年五月三十日

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

◎岡山県告示第二百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 に掲げる使用料の徴収の事務
- 二 委託した収入の種類
- 岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）に基づく使用料のうち、宇野港に所在するビクターパークに係るもの
- 三 委託を受けた者の所在地及び名称
- 岡山県玉野市築港一丁目一番三号
- 公益社団法人玉野市観光協会
- 四 委託を受けた事務を行う場所
- 岡山県玉野市築港一丁目一番三号
- 五 委託の期間
- 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

〔二五三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町枋原から大坪和西地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年五月十三日から同年九月三十日まで	測量期間

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

〔二五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市加茂町桑原地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年三月八日から同年十二月二十日まで	測量期間

〔二五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目三二―二〇ソルフィオーレB棟二〇三号室

山本 裕太

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月十五日岡山県指令建指第四〇九号

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

〔二五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島宇山川下三五四五―三、三五四五―二六、三五四五―二六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬二六三一―セレーノ庭瀬三〇八

松本 裕樹

松本 翔子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月二十一日岡山県指令建指第二二九号

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

〔二五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字山川下三五四五―三、三五四五―二二、三五四五―二六

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬二六三一―セレーノ庭瀬三〇八

松本 裕樹

松本 翔子

五 許可年月日及び許可番号

令和三年九月二十一日岡山県指令建指第二二九号

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

〔二五八〕都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散を次のとおり認可した。

令和四年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 組合の名称

倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

二 事務所の所在地

倉敷市阿知二丁目九番一〇号

三 解散の認可の年月日

令和四年五月十九日

◎岡山県選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和四年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡山南後援会	岡島 正治	今永 サトミ	玉野市迫間二二一七一一一	令和四・四・二二
おかやま未来プロジェクト	中島 純	中島 純	岡山市北区奉還町四一一二一一一五〇六	令和四・四・四
木村正義後援会	中山 美生子	松尾 堯司	備前市伊部一三二一一一	令和四・四・一八
久保本慎一後援会	久保本 慎一	八木 俊樹	玉野市田井五二三四一一	令和四・二・二五
佐藤巧後援会	佐藤 巧	佐藤 敏江	都窪郡早島町前潟八九	令和四・四・五
ダイヤモンドクラブ	沖田 真之	太宰 幹典	玉野市玉三一一一	令和四・四・六
松本仁後援会	松下 和達	松本 美代子	備前市日生町日生二三九一一二	令和四・四・六

◎岡山県選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和四年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	代表者の氏名	異動年月日
政治団体の名称		代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	代表者の氏名	異動年月日
立憲民主党岡山県第1区	柚木道義	代表者の氏名		柚木道義	原田謙介	令和四・四・七
総支部						
立憲民主党岡山県第3区	柚木道義			柚木道義	森本 榮	" "
総支部						
立憲民主党岡山県第5区	柚木道義	主たる事務所の所在地		浅口市金光町占見新田四五五―三アフル エント	浅口市金光町占見七九―一	" "
総支部				柚木道義	はたともこ	" "
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）		代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	代表者の氏名	異動年月日
政治団体の名称		代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	代表者の氏名	異動年月日
有元純一後援会	有元純一	代表者の氏名		八木俊樹	久保本 慎一	令和四・四・二二
おむすび倶楽部	八木俊樹	代表者の氏名		八木俊樹	赤木 大介	" "
"	"	代表者の氏名		村中堅一	大本 敏文	" "
生活排水対策協議会	八田富夫	代表者の氏名		初岡良信	守安 秀徳	" "
渚洋一後援会	渚洋一	"		八木俊樹	久保本 慎一	" "
日本臨床検査技師連盟岡山県支部	高津昌吾	代表者の氏名		高津昌吾	岡本 由美	令和三・五・三一
"	"	代表者の氏名		福島明德	植本 美佐夫	" "
守井ひでたつ後援会	森本修作	主たる事務所の所在地		備前市吉永町南方八五八―五	備前市吉永町南方一二三二五―二	令和四・四・八

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和四年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

議員連盟玄皓塾

木村正義後援会

たけもと幸久後援会

田原隆雄後援会

備前市を元気にする会

代表者の氏名

竹本幸久

中山美生子

竹本幸久

榎本貢

藤原一義

解散年月日

令和四・四・二三

〃 〃 四・一八

〃 〃 四・二三

〃 〃 四・一一

〃 〃 〃

◎岡山県選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和四年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

久保本 慎一

玉野市議会議員

久保本慎一後援会

玉野市田井五―三四―一

令和四・四・二二

◎岡山県選管告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和四年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

竹本幸久

資金管理団体の名称

たけもと幸久後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和四・四・二三

令和4年5月27日 岡山県公報 第12399号

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人上尾洋平が岡山県と令和四年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助する期間は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

岡山県監査委員	木	京	子
岡山県監査委員	中	川	雅子
岡山県監査委員	浅	間	義正
岡山県監査委員	飛	山	美保

氏名	住所	期間
井上 雅雄	岡山市北区学南町三丁目九番二四の一号	令和四年五月二十七日 から 令和五年三月三十一日 まで
黒田 直樹	倉敷市福島三七一の八	
井口 亮	岡山市中区国富七三六	
藤井 藍沙	岡山市北区大供二丁目二番三号	